

危 険 予 防 措 置

警戒措置	☐ 発破場所から m以内を立ち入り禁止区域と定め、 〔 ☐ 注意標識 ☐ 見張人 ☐ その他（ ）〕等の方法を講じ、発破に際しては、〔 ☐ サイレン ☐ 拡声器 ☐ 振鈴 ☐ その他（ ）〕により警告し、安全を確認する。 ☐ その他
防護措置	爆風、騒音、地盤振動、飛石防止のため次の対策をとる。 ☐ 遮へい物 ☐ 段発雷管 ☐ 消音材（水） ☐ 覆土 ☐ 装薬量を減らす ☐ 人工的な溝等 ☐ 試験発破 ☐ せん孔角度 ☐ 浮石除去
防 護 具	☐ たたみ ☐ むしろ ☐ マット ☐ 古ベルト ☐ 防爆シート ☐ 金網 ☐ プラストフェンス ☐ 棚 ☐ その他（ ）
消費場所における運搬用具	☐ 背負箱〔 ☐ 木製 ☐ その他（ ）〕 ☐ 背負袋
交通規制	☐ 有 ☐ 無
災害発生時の措置	現場を保存し、速やかに警察官に届けると同時に多治見市消防本部に通報する。 なお、遅滞なく、事故内容について報告する。